

# 役員報酬等並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人科学技術国際交流センター（以下「センター」という。）定款第27条に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当センターを主たる勤務場所として、1週間に3日以上勤務する種類により3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法第5条第13号に規定する報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び雑費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 センターは、5月31日及び11月30日（以下、これらの日を「基準日」という。）に在職する常勤役員に対し、期末手当を支給することができる。
- 3 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ退職金を支給することができる。

## (報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬の月額は、別表1の額を上限として理事会で定める。

- 2 期末手当の支給率は、別表2のとおりとする。期末手当の支給額は、別表2に定める基準により計算した額に、基準日以前6ヶ月以内の期間における在職期間の区分に応じて、別表3に定める割合を乗じて得た額を上限として理事会で定める。
- 3 非常勤役員に対しては、会議出席の都度定額を支払うことができる。報酬額は、別表4に定める額を上限として理事会で定める。
- 4 常勤役員の退職金の支給については、別に定める。

(報酬等の支給日及び支払方法)

- 第 5 条 常勤役員の報酬等は、毎月 17 日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。
- 2 非常勤役員については、必要の都度支払う。
  - 3 報酬等は、法令に基づき、その報酬等から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で、直接本人に支給する。ただし、本人から申し出があった場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

- 第 6 条 役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあったときに遅滞なく支払うものとする。ただし、必要があるときは、前払いできるものとする。
- 2 役員が、その職務執行にあたって有料の交通機関を利用する場合には、交通費として所要額を支給する。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表 1.) (第 4 条第 1 項関係)

役 職	上 限 額
専務理事	720,000 円

(別表 2.) (第 4 条第 2 項関係)

支 給 期	支 給 率
6 月期	1 0 0 分の 1 5 0
1 2 月期	1 0 0 分の 1 6 0

(別表 3.) (第 4 条第 2 項条関係)

在 職 期 間	支 給 割 合
6 ヶ月	1 0 0 分の 1 0 0
5 ヶ月 以上 6 ヶ月未満	1 0 0 分の 8 0
3 ヶ月 以上 5 ヶ月未満	1 0 0 分の 6 0
3 ヶ月未満	1 0 0 分の 3 0

(別表 4.) (第 4 条第 3 項関係)

役 職	上 限 額
非常勤役員	15,000 円